

今後検討すべき論点について（ガバナンス関係）Ⅲ

【審議項目】

地方公共団体が提供する行政サービス等の施策や事務が適切に実施されるために、

- ① 地方公共団体のガバナンスにおいて、議会、監査委員、長、住民は、それぞれどのような役割を果たすことが求められるか。
 - ・ 監査の独立性、専門性を高め、監査に求められる監視機能を適切に発揮するために必要なことは何か。

(1) 基本的な認識

（地方公共団体の事務処理の適正性確保の要請）

- ・ 地方分権改革の進展に伴い、地方公共団体の責任領域や自己決定権が拡大していること、人口減少社会においてリソースが限られる中で地方公共団体の事務処理が適切になされないおそれが高まる懸念があることや、これまでの地方制度調査会の答申を踏まえると、監査による監視機能を高めるために必要な仕組みを構築することが重要ではないか。

（監査をより有効に機能させる必要性）

- ・ 時代の変化に合わせて上記の適正性確保の要請に的確に対応するとともに、平成 20 年次からの会計検査院の検査による地方公共団体の不適正な予算執行が指摘されたことも踏まえ、現行の監査制度をより有効に機能させるための制度改正が必要ではないか。

（監査体制の見直しの視点）

- ・ 地方公共団体全体のリソースが限られる中で、監査による監視機能を高めるため、監査の実効性確保のあり方、監査の独立性・専門性のあり方、監査への適正な資源配分のあり方について、見直しが必要ではないか。

(2) 監査の実効性確保のあり方

(統一的な監査基準の必要性)

- 現行の監査制度においては、監査の目的や方法論等の共通認識が確立されておらず、監査基準に関する規定が法令上ないことから、それぞれ独自の監査基準によって、あるいは監査委員の裁量によって監査を行っていることにより、職務上の義務の範囲も不明確となっているのではないかと。
- このため、被監査主体では、監査結果についてどのように受け止めるべきかが明確ではなく、監査の成果を十分に生かしておらず、住民から見ても分かりにくい状態になっているのではないかと。
- こうしたことを踏まえると、一般に公正妥当と認められるものとして、監査を実施するに当たっての基本原則や実施手順等について、地方公共団体に共通する統一的な基準を策定する必要があるのではないかと。
- その場合、一般的に公正妥当と認められ、住民の信頼を得るためにはどのような策定方法が望ましいか。地方分権の観点からは、国が策定するのではなく、地方公共団体が共同で策定することが適当ではないかと。

(監査委員の合議が調わない場合の措置)

- 監査委員の合議が調わない場合、監査結果の決定ができないことになるが、監査の透明性を高める観点から、合議に至らない場合でも、監査の内容や監査委員の意見が分かるようにする必要があるのではないかと。

(監査結果の効力)

- 現行では、監査を受けた者が、監査の結果を参考として措置を講じた場合には監査委員に通知する義務がある一方、措置を講じなかった場合には何ら義務がないことをどう考えるか。
- 監査の結果が有効に生かされるよう、必要に応じて監査委員が必要な措置を勧告できるようにし、これに対して、監査を受けた者が説明責任を果たすような仕組みが考えられるのではないかと。

(3) 監査の独立性・専門性のあり方

(監査の独立性を高める方策)

- 監査主体の独立性とは、被監査主体から独立して監査機能を発揮することであり、監査主体の選任方法をはじめ、どのような方策が考えられるか。
- 監査委員の選任方法については、公選とした場合、監査委員として専門的な能力を有する人材の立候補が期待できるのか、また、議会による選挙とした場合、実質的なメリットがあるのか、その場合の監査委員の制度的な位置付けをどのように考えるのかといった課題もあるが、これらについてどう考えるか。
- 外部監査制度の充実や外部の専門的知見の活用等、外部の視点からの監査を充実することや、監査の実施に当たっての監査委員の権限を拡充することによって、監査の独立性の向上に繋がることが考えられないか。

(監査委員等の専門性を高める方策)

- 選任された監査委員やそれを支える監査委員事務局、外部監査人に必要な専門性を担保していく必要があるのではないか。このため、監査の実施に当たって必要な専門性を高めるための研修制度を設けるとともに、専門性を有していることを外部から見ても分かりやすくすることが考えられるのではないか。
- さらに、専門性の高い外部の人材の活用という観点から、監査委員が、特定の事件につき専門委員を任命できるようにすることは考えられないか。

(4) 監査への適正な資源配分のあり方

(基本的な考え方)

- 監査制度の充実強化のための方策を実現する上で、監査にかけるリソースにも限りがある中で、より有効な監査を効率的に実現するためには、議会の監視機能との関係も踏まえ、監査委員等への資源配分を適正にする観点から、どのような見直しが必要か。

(議選監査委員のあり方)

- 議選監査委員は、実効性ある監査を行うために必要という考え方で導入されたものであり、そうした意義は認められる一方、議会は議会としてのチェック機能に特化していくという考え方もあるのではないか。
- こうしたことから、地方公共団体の判断で、識見監査委員をより活用したい場合には、議選監査委員を置かず、識見監査委員のみとすることを可能とすることは考えられないか。

(監査執行上の工夫)

- 監査資源に限られる中、効率的・効果的な監査を行うため、監査委員監査のうち、定型的なものは外部に委ね、監査委員はより監査資源を投入したい監査に重点を置くことが考えられないか。

(外部監査制度のあり方)

- 外部監査は、地方公共団体の外部にある者が監査を行うことにより当該団体の内部からは指摘されにくい事務事業について改善が促進される効果があるものであるが、制度導入後、一定期間が経過し、外部監査人が包括外部監査のテーマの選定に苦慮している場合があるのではないか。
- また、効率的な監査を行う観点からは、包括外部監査と監査委員の監査が重複することが課題であるとの指摘もあり、これらを踏まえ、どのような見直しが必要か。
- 例えば、包括外部監査については、適切なテーマ選定を行うため、地方公共団体を巡る課題についての情報提供を行うなど、外部監査人をサポートする仕組みが必要ではないか。

- また、包括外部監査が義務付けられていない団体において導入が進んでいない背景として、一度導入すると毎会計年度、包括外部監査を行わなければならないことが挙げられることから、例えば、条例で回数や頻度を定めることができるようにすることにより導入を促すことが考えられないか。
- 個別外部監査については、専門性を発揮することが期待されるが、監査委員の専門性を高めるための仕組みを設ける場合には、その役割をどのように考えればよいか。
- また、個別外部監査は、条例が制定されていなければ活用することができないことから、導入を促進するという観点からは条例の制定を不要とすることについてどう考えるか。

(監査委員事務局の充実)

- 監査委員事務局の充実策として、専門性を有する優秀な人材の確保や研修の充実を効率的・効果的に行うための方策を講ずる必要があるのではないか。
- また、監査委員を補助する体制の充実を図るため、市町村が連携して事務局の共同設置を行うことも有効な方策ではないか。

(全国的な支援体制の構築)

- 監査資源に限られる中で、効率的・効果的に、監査委員等の専門性が確保され、監査の品質向上が図れるようにするためには、監査基準の作成や、研修の実施等を担う、地方公共団体の監査を全国的に支援する共同組織の構築等、支援体制の充実強化が必要ではないか。